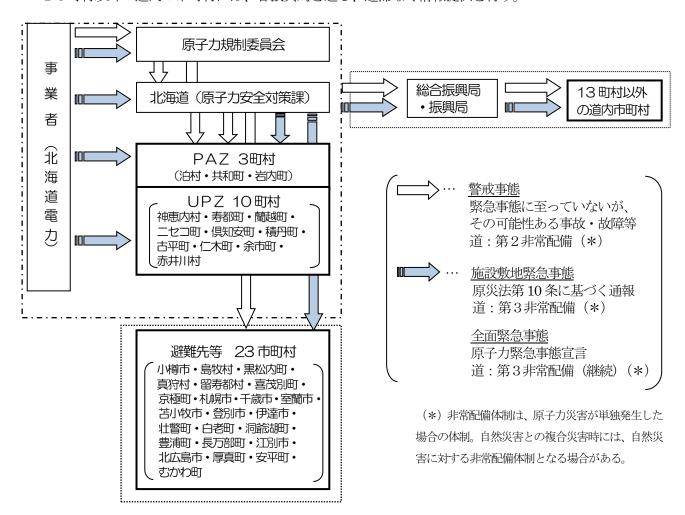
# 原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法【緊急時】

平成30年6月

### 1 通報連絡体制

- ・ 緊急時(警戒事態以降)は、原子力災害対策重点区域(PAZ・UPZ)の町村に対し、事業者、原子力規制委員会及び道から通報連絡される。(緊急情報の多重化)
- ・ 避難先等となる市町村には、道から直接通報連絡する。
- ・ 13町村以外の道内の市町村には、各振興局を通じ、遅滞なく情報提供を行う。



### 2 通報連絡方法

### PAZ・UPZの町村

道(原子力安全対策課)は、専用回線電話及びファクシミリにより連絡。

# ② 避難先となる市町村等

・ 道(原子力安全対策課)は、対象市町村へ電子メールで一斉送信(対象市町村の電子メールはあらかじめ登録)するとともに、電子メールにより着信確認。

### ③ 13町村以外の道内市町村

- ・ 道(原子力安全対策課)は、総合振興局・振興局へ電話及び電子メールで連絡し、総合振興局・振興局は、当該管内市町村へ電子メールで一斉送信(対象市町村の電子メールはあらかじめ登録)するとともに、総合振興局・振興局において、電子メールにより着信確認。
- ※ ①~③における通報連絡のため、あらかじめ連絡責任者一覧(連絡責任者、代行順位者、夜間・休日対応(携帯電話等))を作成する。なお、②における通報連絡は、緊急時に備え、適宜、通信連絡訓練を実施する。